

大阪府私立通信制高等学校等の設置認可等に関する審査基準解釈指針（案）

令和〇年〇月〇日策定

この指針は、大阪府私立通信制高等学校等の設置認可等に関する審査基準（以下「審査基準」という。）の解釈を示すものである。

第1 私立学校の設置認可

10 広域の課程

新たに設置する通信制高等学校に係る広域の課程の設置認可は、原則として行わない。

→ 大阪府では、新設の通信制高等学校については、開設時は狭域の通信制高等学校から開始し、少なくとも3年間は学校運営をした上で、適正な学校運営が行われていると認められる場合には、審査基準第5の2に基づき、広域の通信制高等学校への変更を認めるものとしている。

第5 広域の課程を置く私立学校に係る学則（収容定員に係るものを除く）変更認可

2 通信教育を行う区域

(1) 大阪府の設置認可を受けた既設の通信制高等学校について当該学校が適正に運営されていると認められる場合において、当該学校に係る定員充足の状況、十分な教育内容及び学校経営の安定性・継続性等を踏まえて教育上支障がないことが確実と認められるときは、当該学校の開設から3年を経過した後、広域の課程への変更を認めるものとする。

→ 「教育上支障がないことが確実」については、申請者からの客観的な資料による疎明に基づき、府が実地においてその確実であることを確認するものとする。

→ 「当該学校の開設から3年を経過した後」とは、当該学校の開設年度の翌々々年度以降とする。

例えば、令和2年4月に開設の通信制高等学校については、令和5年度4月以降、広域通信制高等学校への変更が可能となる。